【資料】令和2年度及び3年度食品中の残留農薬検査結果

野本朋子 小淵和通 小笠原まり 1 悴田祥太 2 庄司正 岡田智行

はじめに

当センターでは、県内で生産もしくは県内に 流通する農畜産物や加工食品の残留農薬検査を 計画的に実施している。当該検査では、①食品 衛生法に基づく加工・流通・小売段階での収去 検査(以下「収去検査」という。)、②群馬県 における農薬の適正な販売、使用及び管理に関 する条例に基づく県内産農産物の出荷段階での 検査(以下「条例検査」という。)及び③中核 市である前橋市、高崎市から委託された収去検 査(以下「委託検査」という。)を実施してい る。本稿では、令和2年度及び3年度に実施し た食品中の残留農薬検査の結果について報告す る。

試料と方法

1 試料

検査(収去検査、条例検査及び委託検査)の目的毎に、県と中核市(前橋市、高崎市)の職員が県内で収去または採取した農産物、畜産物(以下「牛の筋肉」という。)及び加工食品を検査対象とした。令和2年度は、収去検査57検体、条例検査64検体及び委託検査22検体の合計143検体の残留農薬検査を実施した。また、令和3年度は、収去検査55検体、条例検査68検体及び委託検査22検体の合計145検体の残留農薬検査を実施した。

2 測定農薬項目

農産物と加工食品の検査は、表1及び表2に示した農薬項目(301項目)を対象として、ガスクロマトグラフ質量分析装置または高速液体クロマトグラフ質量分析装置を用いて測定した。 牛の筋肉の検査は、有機塩素系農薬(γ-BHC、DDT、アルドリン及びディルドリン、ヘプタ

- 1 現 館林地区農業指導センター
- 2 現 渋川保健福祉事務所

クロル、エンドリン)を対象として、ガスクロマトグラフ質量分析装置で測定した。対象とした農薬項目は、その農薬に特徴的なイオン(m/z)を測定し、厚生労働省通知で示された定量方法に基づいて定量値を算出した。

3 分析装置

ガスクロマトグラフ質量分析装置は、 Agilent 社製 6890N/5975 及び 7890B/7000C を用いた。高速液体クロマトグラフ質量分析装置は、 Agilent 社 製 1260 Infinity/SCIEX 社 製 QTRAP4500 を用いた。

4 検査方法

農産物と加工食品の検査は、QuEChERS 法¹⁾を取り入れた残留農薬一斉分析法により実施した。牛の筋肉の検査は、近藤らの分析法²⁾を参考に、冷却遠心分離に固相抽出カラムを用いた精製を組み合わせた分析法で実施した。機器分析の結果、対象とする農薬項目の検出が疑われる場合には、定性の精度を高めるため、確認イオンを増やして再測定を行った。定量下限値は食品衛生法上の一律基準(0.01 ppm)の 1/2に設定した。ただし、残留基準値が一律基準よりも低い農薬項目については、その値の 1/2 以下となるように設定した。

検査は、「食品中に残留する農薬等に関する 試験法の妥当性評価ガイドライン^{3,4}」に基づ いて食品毎に事前に行った妥当性評価試験の結 果を反映して実施した。妥当性評価試験の結果 及び検査と併行して行った添加回収試験の結果 がいずれも適合した農薬項目を検査結果が判明 した農薬(以下「結果判明項目」という。)と した。

5 集計方法

令和2年度及び3年度に検査を実施した全て の検体を対象として、結果判明項目数、結果判 明延べ項目数、定量下限値を超えて検出した農 薬の項目数(以下「検出項目数」という。)、検

表 1 ガスクロマトグラフ質量分析装置で測定した農薬項目

2-(1-ナフチル) アセタミド BHC γ -BHC DDT EPN EPTC アクリナトリン アトラジン アラクロール アルドリン及びディルドリン

イソキサチオン イソフェンホス イソプロチオラン イプロベンホス エタルフルラリン エチオン エディフェンホス エトキサゾール エトフェンプロックス エトプロホス エトリジアゾール エポキシコナゾール エンドスルファン エンドリン オキサジキシル オキシフルオルフェン

キノクラミン キノメチオナート キントゼン クレソキシムメチル クロゾリネート クロルエトキシホス クロルタールジメチル

カズサホス

キナルホス

クロルデン クロルピリホス クロルピリホスメチル クロルフェナピル クロルフェンソン クロルフェンビンホス クロルプロファム クロルベンシド クロロネブ シアナジン シアノホス ジオキサチオン ジクロトホス ジクロフェンチオン ジクロホップメチル ジクロラン

ジクロラン ジスルホトン シニドンエチル シハロトリン シハロホップブチル ジフェナミド シフルトリン ジフルフェニカン シペルメトリン ジメチピン ジメチルビンホス ジメテナミド シメピロキミド ターバジレーン ダイアメトザシル グイオメルザシ チフルゼン

テトラクロルビンホス テトラジホン テニルクロール テブフェンピラド テフルトリン デメトン-S-メチル テルブトリン テルブホス トリアジメノール トリアジメホン トリアゾホス トリアレート トリシクラゾール トリブホス トリフルラリン トルクロホスメチル トルフェンピラド ニトロタールイソプロピル

パラチオン パラチオンメチル ピコリナフェン ビフェノックス ビフェントリン ピペロニルブトキシド

ピペロホス ピラクロホス ピラゾホス ピラゾホス

ピリダフェンチオン ピリダベン ピリフェノックス ピリプロキシフェン ピリミノバックメチル ピリミホスメチル ピリメタニル ピロキロン ビンクロゾリン

フィプロニル フェナミホス フェナリモル フェニトロチオン フェノトリン フェンクロルホス フェンスルホチオン フェンバレレート フェンプロパトリン

フェンプロピモルフ フサライド ブタクロール ブチレート ブピリメート ブプロフェジン フラムプロップメチル フルアクリピリム フルキンコナゾール フルジオキソニル フルシトリネート フルチアセットメチル フルトリアホール フルバリネート フルフェンピルエチル フルミオキサジン フルミクロラックペンチル

フルリドン プレチラクロール プロシミドン プロチオホス プロパジン プロパニル プロパホス プロパボス プロピザミド プロピドロジャス プロフェノボス プロベナゾール プロメトリン ブロモプロピレート

ブロモホス ブロモホスエチル ヘキサクロロベンゼン ヘキサジノン ベナラキシル ベノキサコール ヘプタクロル ペルタン ペルメトリン ベンフルラリン ベンフレセート ホスファミドン ホスメット ホルモチオン ホレート マラチオン メカルバム メチダチオン メトキシクロール

メビンホス

表 2 高速液体クロマトグラフ質量分析装置で測定した農薬項目

TCMTB
XMC
アザコナゾール
アザメチホス
アジンホスメチル
アセタミプリド
アセフェート
アゾキシストロビン
アニロホス
アメトリン
アルジカルブ及びアルドキシカルブ

アレスリン イサゾホス イソプロカルブ イプロジオン イプロバリカルブ

イマザメタベンズメチルエステル

イマザメタへンスメテルエンイマザリル イミダクロプリド インドキサカルブ エスプロカルブ エチオフェンカルブ オキサジアゾン オキサミル オキシカルボキシン オリザリン カフェンストロール カルバリル

カルフェントラゾンエチル カルフェントラゾンエチル カルプロパミド カルボスルファン カルボフラン キノキシフェン クロキントセットメキシル クロチアニジン クロフェンテジン クロマゾン

シマジン シメコナゾール ジメタメトリン ジメチリモール ジメトモルフ シメトリン シモキサニル

シプロジニル

シラフルオフェン シンメチリン スピロジクロフェン チアクロプリド チアベンダゾール チアメトキサム チオベンカルブ

テトラコナゾール テブコナゾール テブフェノジド トラルコキシジム トリフルミゾール トリフロキシストロビン ナプロアニリド

ナプロパミド
パクロブトラゾール
ハルフェンプロックス
ビテルタノール
ピメトロジン
ピラゾリネート
ピリダリル
ピリフチカル
ピリブチカルブ
ピリミジフェン

プロポキスル ブロマシル ブロモブチド ヘキサコナゾール ペンコナゾール ペンダイオカルブ ペンジクロン ベンゾフェナップ ペンディメタリン

フラメトピル

フルトラニル

フルシラゾール

フルフェノクスロン

プロピコナゾール

ベンフラカルブ ホサロン ホスチアゼート ミクロブタニル メタミドホス

メタラキシル及びメフェノキサム

メチオカルブ メトキシフェノジド

メトプレン メトミノストロビン メトラクロール メフェナセット メプロニル モノクロトホス ラクトフェン

リニュロン レナシル 出延べ項目数、検出率(検出延べ項目数/結果 判明延べ項目数)及び規格基準違反となった農 薬の項目数について、食品毎に集計した。

結果と考察

1 令和2年度の検査結果

(1) 農畜産物

令和2年度は、10品目の農畜産物102検体について検査を実施し、結果判明延べ項目数の合計は17,831項目であった(表3)。検出延べ項目数の合計は88項目で、その検出率は0.5%であった。食品別の検出率は0~1.5%で、平成30年度及び令和元年度の検査結果5と同程度であった。そのうち、規格基準に違反するものはなく、農薬が適正に使用されていることが示唆された。

(2) 加工食品

令和2年度は、5品目の加工食品41検体について検査を実施し、結果判明延べ項目数の合計は7,841項目であった(表4)。検出延べ項目数の合計は22項目で、その検出率は0.3%であった。食品別の検出率は0~1.4%で、平成30年度及び令和元年度の検査結果と同程度であった。そのうち、規格基準に違反するものはなかった。

2 令和3年度の検査結果

(1) 農畜産物

令和3年度は、12品目の農畜産物92検体について検査を実施し、結果判明延べ項目数の合計は17,173項目であった(表5)。検出延べ項目数の合計は65項目で、その検出率は0.4%であった。食品別の検出率は0~1.1%で、令和2年度の検査結果と同程度であった。そのうち、規格基準に違反するものはなく、農薬が適正に使用されていることが示唆された。

(2) 加工食品

令和3年度は、6品目の加工食品53検体について検査を実施し、結果判明延べ項目数の合計は9,400項目であった(表6)。検出延べ項目数の合計は28項目で、その検出率は0.3%であった。食品別の検出率は0~1.5%で、令和2年度の検査結果と同程度であった。そのうち、規格基準に違反するものはなかった。

表 3 令和 2 年度の検査結果 (農畜産物)

食品名(検査月) きゅうり (5月) ほうれんそう (6月) グレープフルーツ (6月) キャベツ (7月) なす (8月) ぶどう (9月) きゅうり (10月)		結果判明		検出		. 検出率	
食品名(検査月)	検体数	項目数	延べ 項目数	項目数	延べ 項目数	(%)*	
きゅうり (5月)	10	242	2,420	8	14	0.6	
ほうれんそう (6月)	5	240	1,200	4	6	0.5	
グレープフルーツ (6月)	8	193	1,544	6	10	0.7	
キャベツ (7月)	10	130	1,300	1	1	0.1	
なす (8月)	10	155	1,550	0	0	0.0	
ぶどう (9月)	7	129	903	3	13	1.5	
きゅうり(10月)	8	247	1,976	17	22	1.2	
なす (10月)	10	197	1,970	1	1	0.1	
しゅんぎく(11月)	5	184	920	1	3	0.4	
ブロッコリー(11月)	7	202	1,414	1	1	0.1	
ほうれんそう (12月)	4	238	952	5	8	0.9	
牛の筋肉 (1月)	10	5	50	0	0	0.0	
いちご (2月)	8	204	1,632	6	9	0.6	
合計	102	-	17,831	-	88	0.5	

^{*:}検出率(%)=(検出延べ項目数/結果判明延べ項目数)×100

表 4 令和 2 年度の検査結果 (加工食品)

食品名 [原産国]	検体数	結果判明		検出		検出率	
		項目数	延べ 項目数	項目数	延べ 項目数	(%)*	
パイナップル缶詰 〔タイ、マレーシア、フィ リピン、インドネシア〕	10	226	2,260	0	0	0.0	
もも缶詰 〔中国〕	10	127	1,270	1	1	0.1	
冷凍えだまめ [タイ、台湾、中国]	7	207	1,449	9	20	1.4	
みかん缶詰 〔中国〕	10	199	1,990	0	0	0.0	
冷凍ブロッコリー [中国]	4	218	872	1	1	0.2	
合計	41	-	7,841	-	22	0.3	

^{*:}検出率(%)=(検出延べ項目数/結果判明延べ項目数)×100

表 5 令和 3 年度の検査結果 (農畜産物)

食品名(検査月)	検体数	結果判明		検出		検出率
		項目数	延べ 項目数	項目数	延べ 項目数	(%)*
トマト (5月)	7	198	1,386	0	0	0.0
ほうれんそう (6月)	5	239	1,195	4	13	1.1
きゅうり (6月)	5	229	1,145	3	5	0.5
えだまめ(7月)	5	221	1,105	2	3	0.3
キャベツ (7月)	9	211	1,899	2	2	0.2
なす (8月)	9	163	1,467	1	1	0.1
グレープフルーツ (9月)	2	166	332	1	1	0.4
きゅうり (10月)	10	240	2,400	11	12	0.5
りんご (10月)	7	210	1,470	5	11	0.8
しゅんぎく(11月)	5	191	955	4	6	0.7
ブロッコリー(11月)	7	204	1,428	1	1	0.1
ほうれんそう (1月)	5	227	1,135	5	8	0.8
いちご (2月)	6	201	1,206	2	2	0.2
牛の筋肉 (2月)	10	5	50	0	0	0.0
合計	92	-	17,173	-	65	0.4

^{*:}検出率(%)=(検出延べ項目数/結果判明延べ項目数)×100

表 6 令和 3 年度の検査結果 (加工食品)

		-					
食品名 〔原産国〕	検体数	結果判明		検出		検出率	
		項目数	延べ 項目数	項目数	延べ 項目数	(%)*	
みかん缶詰 〔中国〕	8	222	1,776	0	0	0.0	
冷凍えだまめ 〔タイ、台湾〕	8	203	1,624	10	24	1.5	
もも缶詰 [中国]	10	130	1,300	1	1	0.1	
パイナップル缶詰 〔フィリピン、マレーシ ア、タイ〕	10	211	2,110	0	0	0.0	
冷凍ブロッコリー 〔エクアドル、中国〕	10	189	1,890	2	3	0.2	
りんごジュース 〔国産〕	7	100	700	0	0	0.0	
合計	53	-	9,400	-	28	0.3	

^{*:}検出率(%)=(検出延べ項目数/結果判明延べ項目数)×100

まとめ

令和2年度及び3年度の残留農薬検査結果について、結果判明項目数、結果判明延べ項目数、検出項目数、検出率及び違反項目数を食品毎に集計した。この2年間で288検体の食品を検査し、結果判明延べ項目数は52,245項目、検出率は0.4%であった。食品別の検出率は0~1.5%で、平成30年度及び令和元年度の検査結果と同程度であった。そのうち、規格基準に違反するものはなく、農薬が適正に使用されていることが示唆された。

文 献

- Michelangelo Anastassiades, Steven J. Lehotay, Darinka Stajnbaher and Frank J. Schenck: Fast and Easy Multiresidue Method Employing Acetonitrile Extraction/Partitioning and "Dispersive Solid-Phase Extraction" for the Determination of Pesticide Residues in Produce. *Journal of AOAC International*, 86, (2), 412-431, 2003.
- 2) 近藤貴英、蕪木康郎、柴田雅久、黒川千恵 子、井上豊、山本善彦、宮崎元伸:分散固 相抽出及び多機能カラムを用いた GC-MS/MS による畜産物中の残留農薬一斉分 析、食品衛生学会誌、**53**、(2)、75-84、 2012.
- 3) 厚生労働省医薬食品安全局食品安全部長 「食品中に残留する農薬等に関する試験法 の妥当性評価ガイドラインについて」平成

- 19年11月15日、食安発第1115001号.
- 4) 厚生労働省医薬食品局食品安全部長「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインの一部改正について」平成22年12月24日、食安発1224第1号.
- 5) 庄司正、小池有理子、悴田祥太、小笠原まり、岡田智行:平成 30 年度及び令和元年度食品中の残留農薬検査結果I、群馬県食品安全検査センター業務報告、8、50-54、2018.